

# 広文協通信

第25号  
2014年3月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町公文書等  
保存活用連絡協議会

行政文書・古文書保存管理講習会講演

## 公文書館機能の自己点検・評価指標「ミニмумモデル」からみる自治体アーカイブズの現状と課題

芳賀町総合情報館 富田 健司

平成25年11月26日(火)、県立文書館との共催で「行政文書・古文書保存管理講習会」を開催しました。午前中の講演会では、栃木県芳賀町総合情報館の富田健司氏をお招きし、平成25年7月に広文協が実施した、公文書館機能の自己点検・評価指標「ミニмумモデル」に基づくアンケート調査からどのような課題が浮かび上がってきたのか、他道県の「ミニмумモデル調査結果」との比較も交えて解説していただきました。

午後の古文書分科会では、坂町史の資料所在調査や編さん終了後の収集資料の活用について、また、県内所在資料（古文書等）の調査状況概要とその保存に向けた今後の課題について報告しました。行政文書分科会では、広島県における公文書館機能の現状と課題について報告した後、参加者と討論し、情報交換を行いました。



### 1 はじめに

平成25年7月、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」。）が策定した「公文書館機能の自己点検・評価指標」（以下「評価指標」。）の「ミニмумモデル」を活用し、広島県内23市町の公文書館機能をめぐる現状について調査された。本稿は、調査結果に関する講評及び近年の地方公文書館をめぐる動向について解説したものである。なお、今回のミニмумモデル調査に際しては、市町の公文書管理法の具体的対応策を訊ねた「公文書管理法に関するアンケート」及び「公文書等の災害対策についてのアンケート」が併せて実施されている。

本稿の中で用いる「公文書館機能」とは次のことをいう。歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする機能。施設を持たず、図書館、文書管理主管課、情報公開窓口等で閲覧・公開業務を行い、条例設置の他、規則や要綱に基づき公文書館機能を活用している場合を含む。

### 2 「評価指標」について

調査・研究委員会は、平成21年7月の公文書管理法制定後、全国の市町村に対して「地方自治体の重要な公文書等の取扱いに関するアンケート」を実施し、重要な公文書及び合併文書の保存活用状況、公文書管理法への対応、公文書館機能の整備状況等、地方自治体の動向把握に努めてきた。その結果、「箱モノではなく、機能を重視する」ことに軸足を置いた、個々の自治体における公文書館機能の達成度を測る何らかの物差しが必要であるとの結論に至り、平成22年11月、評価指標を提示した。これは、公文書館機能の整備、未整備に関係なく、地方自治体における公文書館機能の達成度（何が達成できて、何が不足しているのか）を確認するための指標として活用することを目的としたものである。

この評価指標は、法の要求する公文書館(的)機能事項を確認し、そこに調査・研究委員会が考える目指すべき機能の要件を加味するかたちで組み立てた。ここでいう法とは、公文書館法（全般）、地方自治法244条の2第1項（公の施設の条例設置規定）、公文書管理法

34条（地方自治体の努力義務規定）の三法である。

評価指標は〈ミニマムモデル〉と〈ゴールドモデル〉の2段階の構成をとっている。前者は、[基本事項]+[保存・管理]+[公開・調査研究]の3区分で、公文書館法の規定から導出（ただし、一部を除く）した最低限備えて欲しい事項をまとめている。また、後者は、[基本事項]+[保存・管理]+[公開]+[調査研究]の4区分で、公文書管理法が国立公文書館等に要求している事柄を果たす上で、備えていることが望ましいと思われる要素も加味し、最終的に目指すべき要件を網羅している。

### 1. 【基本事項】

#### 1. 歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法（条例・規則・規程・要綱等その形式は問わない）上、規定されている。

※一連の業務とは「移管から利用に供すること」までをいい、それらが規定されていることを求めている。例えば、A市歴史的公文書等の収集及び保存に関する規程/A市歴史的公文書の閲覧等に関する要綱など、業務が分割規定されていても構わない。

#### 2. 歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかのかたちで一般に公表されている。

※自治体HP、広報紙等、その公開手段は問わない。「公文書管理事業」、「歴史的公文書の保存」といった名称で、当該業務を事務事業評価の対象として、それらを公表している場合も、該当する。

### 2. 【保存・管理】

#### 1. 当該自治体の情報公開条例に規定された実施機関のうち、50%以上の機関の歴史資料として重要な公文書等を収集（移管）の対象としている。

#### 2. 歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準（これらに相当するもの）等を明文化し、公表している。

※文書管理規程等に歴史的公文書の移管について規定されている場合、規定の別表等として、選別方針や基準を当該規程に盛り込んでいる場合も、「基準の明文化及び公表」に該当する。

#### 3. 文書管理等の規程上、歴史資料として重要な公文書等の保存場所を規定し、現用文書の保管場所と異なる専用の場所で管理している。

※庁舎内書庫の中で、歴史的公文書を保存するために独自のスペースを整備したり、図書館や博物館等の書庫、収蔵庫、遊休施設の活用等がこれに該当する。

### 3. 【公開・調査研究】

#### 1. 自らが管理する歴史資料として重要な公文書

等の目録を作成し、それが一般に公表されている。

#### 2. 閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般に公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用の制限が行われていない。

※ここでは、情報公開制度の開示基準とは異なる。もしくは、それが準用されていることが要求されている。

#### 3. 標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっている。

#### 4. 歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。

※歴史的公文書の選別や保存に関する業務の学術的研究に限らず、公文書館機能に関する業務評価や歴史的公文書の利用統計が公表されている場合も含む。

### 3 ミニマムモデル調査結果

ミニマムモデルの具体的事項は、本頁の囲みに掲げた通りである。回答については、「○」＝「行っている」、「×」＝「行っていない」、「△」＝「どちらでもない」（回答の判断に迷う場合を含む）のいずれかを選択する方式である。「※」は各事項を理解する際の補足として、筆者が補記したものである。

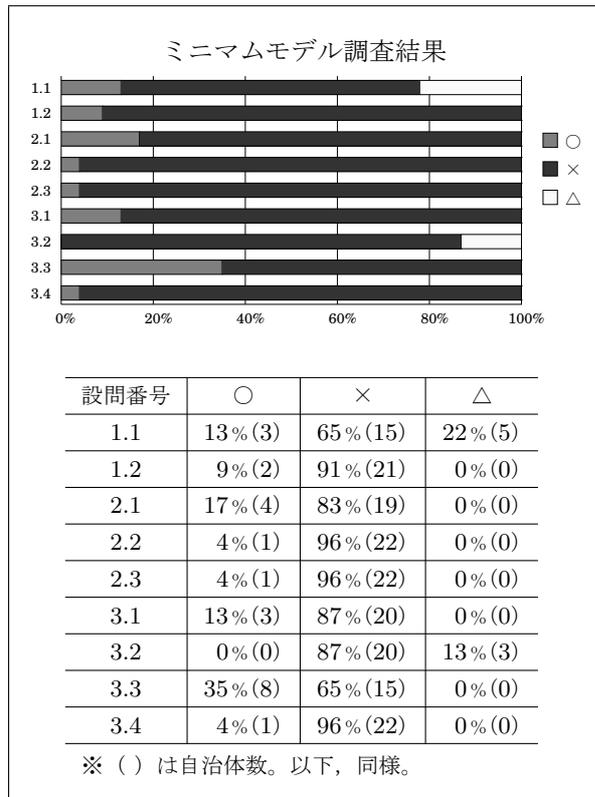
以下、今回の結果全般を通じていえることを指摘しておきたい（次頁A参照）。一つには、依然として、組織内における公文書館機能に関する業務の位置付けが低いということである。広島県内でいえば、公文書管理条例を制定している市や公文書館を有する市がある一方、多くの市町は、公文書館機能の業務を行う組織内の法的根拠が確立されていない。

評価指標は、各区分の事項が単独で成立っているのではなく、業務の関連性を意識した構造になっている。したがって、「基本事項」を満たせなかった場合、それに続く「保存・管理」、「公開・調査研究」の事項も満たせない可能性が高く、数値化すればそれがより明確になる。また、選別評価基準や公開基準を規定している場合でも、それらが公開されていなければ、その事項の中は「可」とならない。ミニマムモデルとはいえ、「明文化」とともに、業務の根拠を「公開する」ことが要求されており、萌芽的状況下にある市町が、この条件をクリアすることは難しかったようである。

この点については、既に公文書館を有する地方自治体についても同様である。館の中では周知の事実と

なっている規程や基準であっても、外部から見えない

**A : 【ミニマムモデル調査結果】**



ことが少なくない。公文書館機能に関する業務の「可視化」は、既整備、未整備にかかわらず、大きな課題である。明文化されても、当該担当部署だけで抱え込んでいるような状態では、業務の存在感は高まらない。明文化されれば、その流れで規程等を例規集に収載するなど可視化を図る必要がある。

そして、業務の可視化を最も促進させる手段は、やはり公文書管理条例の制定である。萌芽的状况下から、一足飛びに条例制定を行うことは難しいが、一つの考え方として、公文書館機能未整備の場合、条例化が業務を可視化させ、業務的存在基盤の確立に資することは間違いないだろう。なお、このミニマムモデル調査は、これまで北海道、埼玉県、佐賀県、沖縄県の市町村を対象に実施されている。参考までに、【道県レーダーチャート】(左図B)を掲載したが、他の道県と比べても同じような傾向であることがわかる。個別の詳細にみれば、地道に公文書館機能の構築を図っている自治体もあるが、全体的には低調といわざるを得ない。

#### 4 地方公文書館機能をめぐる動向

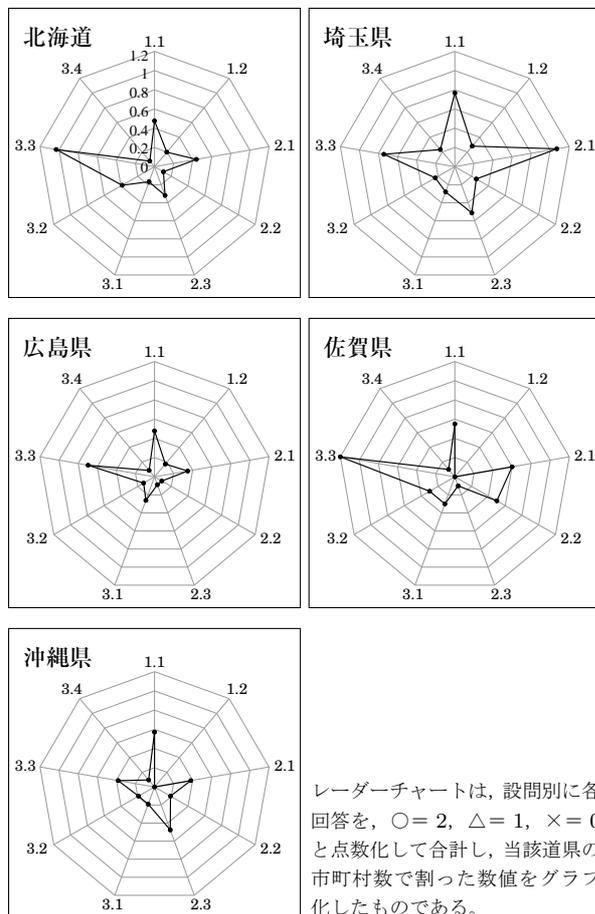
次に、公文書館機能をめぐる全国的動向について、幾つかのトピックを紹介したい(次頁C参照)。

##### ①公文書管理条例の制定状況

平成25年11月現在、条例制定自治体は、15団体(4県、3政令市、6市、2町)である(5頁D参照)。

公文書管理法制定以前の制定自治体は宇土市、ニセコ町、大阪市、この他は同法制定後に条例化の議論を開始し制定に至った団体である。また、条例を制定しないかたちで公文書管理法の趣旨に則ろうする地方自治体がある。特に、歴史的公文書の保存活用整備に重点を置かたちで事業を進めている団体が目立つ。練馬区、佐賀市、豊田市など、正確な数を把握することは困難ながら、「次善的施策実施型」ともいえる地方自治体は潜在的に多いと思われる。ちなみに、「公文書管理法に関するアンケート」によれば、広島県内では、公文書管理法を受けて何らかの対応を講じている自治体は23市町のうち10団体(43%)。公文書管理条例の検討、永年保存文書を対象とした整理や文書の保存期間の見直し、歴史的公文書の保存など可能な部分から着手されているようである。いずれにしても、公文書管理法をダイレクトに受け止めた条例制定機運は高まっていない。条例化が進まない背景には何があるのだろうか。一つには、公文書管理の多様性である。公文書管理の方法は、国と地方自治体では全く異なる。また、地方自治体間でも同様の管理を行っている

**B : 【ミニマムモデルの道県レーダーチャート】**



㊦：【公文書館機能をめぐる全国的動向】

平成21年7月	公文書管理法公布／埼玉県行政文書の国重要文化財指定
平成21年11月	札幌市『札幌市公文書館基本構想』策定／練馬区『練馬区行政資料管理整備計画』策定
平成22年2月	高知県『高知県歴史的公文書の保存等に関する報告書』策定
平成22年3月	秋田県行政文書の県指定有形文化財指定／三重県行政文書の県指定有形文化財指定
平成22年4月	富山市公文書館開館
平成22年6月	熊本県『行政文書等の適正な管理に関する提言書』公表／群馬県行政文書の国重要文化財指定
平成22年7月	佐賀県、公文書館検討庁内WG発足
平成22年8月	高山市公文書館開館
平成22年10月	新潟市文書館整備検討委員会発足
平成22年11月	ふくしま歴史資料保存ネットワーク発足
平成23年2月	大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例制定
平成23年3月	島根県公文書等の管理に関する条例制定／熊本県行政文書等の管理に関する条例制定／東日本大震災発生／長野県北部地震発生→地域史料保全有志の会発足
平成23年4月	公文書管理法施行／上越市公文書センター開館／大阪府公文書総合センター開館(大阪府公文書館改組)／中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」公文書館機能導入／府中市立ふるさと府中歴史館開館／佐賀市歴史的な文書保存活用事業開始／岩手歴史民俗ネットワーク発足
平成23年6月	三豊市文書館開館／札幌市『札幌市公文書館整備計画』策定／歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク発足(三重県)
平成23年7月	宇土市歴史的資料保存活用事業運営委員会設置条例制定／神奈川歴史資料保全ネットワーク発足／茨城文化財・歴史資料救済・保存ネットワーク発足
平成23年9月	豊中市歴史的・文化的文書保存利用検討会議設置／台風12号被害→歴史資料保全ネット・わかやま
平成23年10月	鳥取県公文書等の管理に関する条例制定
平成23年11月	島根県公文書センター開館／美幌町『美幌町アクションプラン』策定(「公文書の適正な管理」収録)
平成23年12月	安芸高田市公文書管理条例制定
平成24年3月	志木市公文書管理条例制定／千葉歴史・自然資料救済ネットワーク発足／静岡県文化財等救済ネットワーク発足
平成24年4月	佐賀県公文書館開館
平成24年6月	札幌市公文書管理条例制定
平成24年9月	歴史資料保全ネットワーク・徳島発足
平成24年11月	福岡共同公文書館(福岡県立公文書館及び福岡県市町村公文書館)開館
平成24年12月	秋田市公文書管理条例制定／草津市市政情報の管理に関する条例制定
平成25年1月	山野村役場文書の広島県重要文化財指定
平成25年2月	金沢市歴史公文書保存・公開検討委員会発足
平成25年3月	小布施町公文書管理条例制定／香川県公文書管理条例制定／高松市公文書管理条例制定／高松市公文書館条例制定(未施行)／武蔵野市『武蔵野市歴史資料館(仮称)整備計画』策定／新潟市『(仮称)新潟市文書館整備基本計画』策定／滋賀県行政文書の滋賀県有形文化財指定
平成25年4月	小布施町文書館開館／豊田市情報公開条例「第3章歴史公文書の開示」施行
平成25年6月	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会『公文書の管理の在り方等に関する答申』提出
平成25年7月	札幌市公文書館開館／『茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン』に公文書管理事項を盛り込む
平成25年10月	藤沢市公文書等の管理に関する有識者会議発足

団体は皆無であり、自治体の数だけその方法がある。条例化する場合、地方自治体が現に行っている管理の実態を踏まえた上で条例の内容を検討しなければ、実行力の乏しいものとなる。実態に基づいた規定作成、制定後の運用の煩雑さが条例化を阻害する一つの要因ではないかと考えられる。

また、公文書管理そのものが極めて重要な業務基盤であるにもかかわらず、それに対する行政組織及び職員個々の意識が非常に低いことも大きな要因の一つである。公文書の誤廃棄や紛失など何らかの問題が公にならない限り、組織的に公文書管理の重要性が意識喚起され、見直される機会は少ない。意識の低さは、公文書管理の主管部署が一般的に脆弱であることから窺い知ることができる。組織の規模にもよるが、当該業務に割られる体制(人員、予算、研修、施設)は極めて限定的である。条例化による業務量増加を払拭できるだけの体制の確保を懸念し、条例化を逡巡している地方自治体もあるように思われる。

㊦地方公文書館の設置状況について

公文書館施設(公の施設でないものを含む)を有する自治体は、34都道府県、8指定都市、23市区町村の計65団体である(平成25年11月現在)。

全般的な特徴として次のことが挙げられる。まず、既存施設を転用して設置する自治体が多いということである。この背景には、財政難による新築回避がある。また、市町村合併後に新自治体の支所機能等と施設同居するかたちで、公文書館施設をもつ自治体(磐田市、富山市)や小学校校舎を使用している自治体もある(板橋区)。

公文書館施設を設置する場合、単独施設による整備のスケールメリットを考慮して複合施設とするケースが多い。図書館や博物館等と条例や組織的には独立したかたちで、施設複合している事例(秋田県公文書館、香川県立文書館、福井県文書館等)や一つの施設の中で機能を複合させた事例(長野県立歴史館、奈良県立図書館情報館、芳賀町総合情報館等)がある。また、平成24年4月、福岡県共同公文書館が開館した。これは、福岡県と福岡県内市町村(政令市を除く)が共同で一つの施設を管理運営しているもので、国内初の広域公文書館である。一自治体一公文書館の設置が難しい昨今、広域行政組合による共同公文書館の設置は、今後の地方公文書館の設置を考える上で参考になる。この他、公文書管理条例制定後、施設としての公文書館整備も図ろうとする意欲的な自治体も現れつつある(札幌市、小布施町、相模原市等)。

㊦：【公文書管理条例制定自治体一覧】

一	条例名	公布年月日	施行年月日
都道府県	島根県公文書等の管理に関する条例	平成23年3月11日	平成23年4月1日
	熊本県行政文書等の管理に関する条例	平成23年3月23日	平成24年4月1日
	鳥取県公文書等の管理に関する条例	平成23年10月14日	平成24年4月1日
	香川県公文書等の管理に関する条例	平成25年3月22日	平成26年4月1日
指定都市	大阪市公文書管理条例	平成18年3月31日	平成18年4月1日
	大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例	平成23年2月18日	平成23年4月1日
	札幌市公文書管理条例	平成24年6月13日	平成25年4月1日
市	宇土市文書管理条例	平成13年3月23日	平成13年4月1日
	安芸高田市公文書管理等の管理に関する条例	平成23年12月22日	平成24年4月1日
	志木市公文書管理条例	平成24年3月22日	平成24年4月1日
	秋田市公文書管理条例	平成24年12月27日	平成26年4月1日
	草津市市政情報の管理に関する条例	平成24年12月27日	平成25年3月31日
	高松市公文書等の管理に関する条例	平成25年3月27日	平成26年4月1日
町	ニセコ町文書管理条例	平成16年12月17日	平成16年12月17日
	小布施町公文書管理条例	平成25年3月25日	平成25年4月1日

③公文書の文化財指定

平成10年6月、国立公文書館所蔵公文録が国指定重要文化財となった。これ以降、京都府、山口県、埼玉県、群馬県等各県の歴史的公文書が、当該都道府県の指定文化財や国の重要文化財に指定される動きが盛んになりつつある。近代公文書の文化財指定は、今後、新たに作成される公文書が「歴史資料として重要なもの」となり得る可能性、つまりは公文書保存の重要性を行政組織内に訴求する手段として注目される。これら近代公文書は、行政的には現在の事業にも活用されており、日常的利用による劣化や汚損、文化財保護制度上の制約（現状変更の許可や修理の届出等の行政手続の煩雑性）等、保存と利用の均衡をどのように維持すべきか、課題も多い。しかし、文化財保護という一般的に知られた行政活動の中で、公文書の意義が語られることは、公文書館機能の普及にも資する面がある。また、広島県では、平成25年1月、山野村役場文書が広島県重要指定文化財となった。今後は、明治期以降の市町村合併を経て大切に残されてきた市町村役場文書に対しても、文化財保護の視点からスポットが当たることを期待したい。

④地域資料の保全と公文書等の防災

公文書館機能と直接的に関わる事項ではないが、資料ネットについて言及しておきたい。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機とする「歴史資料ネットワーク」の設立に伴う資料保全活動は、全国的な広がりをみせつつある。資料ネットは、阪神・淡路大震災後の大規模地震や集中豪雨等によって被災した地域資料の救援を目的に結成されたもの。あるいは、災害時の資料被災を軽減する予防的視点に立って結成されたもの。この2つに大別され、特に東日本

大震災以後、茨城県、千葉県、静岡県等、連続的に結成されており、現在21団体を数える。組織の多くは、大学を拠点とし、歴史学者、学生、学芸員、行政職員等を中心とするボランティア的組織構成をとっている。主に民間所在資料（媒体は問わない）、非指定文化財を対象として、平時の所在情報の把握、資料救済方法の研究、災害時の実際の資料救済を主な活動としている。地方自治体、とりわけ市町村が災害に遭った時、広域的

に散在する古文書、未指定文化財等の救済や保存措置は、一自治体だけで対応できるものではない。平時からの情報交換を含めて、行政と資料ネットが様々なかたちで連携することが望まれる。

今回、ミニマムモデル調査とともに、「公文書等の災害対策に関するアンケート」調査を実施してもらった（次頁㊦参照）。公文書管理の中に防災的視点を組み込んでいるか。また、「地域防災計画」の中で重要な公文書、古文書等の資料保全対策が明記されているかを確認した。県内市町をみる限り、公文書、地域資料に係る防災への関心は十分ではないが、この傾向は全国的なものと考えてよいと思われる。市町村合併が進行し、被統合自治体の公文書が分散保管されている状況を想像すれば、それらの所在把握を適切に行うだけでも、資料防災の一里塚となるのではないだろうか。

平時からの「Where（どこに）・What（何が）・How（どのくらい）」の把握が、公文書、古文書を問わず、地域資料全般の保全や防災を考えるための初期作業として、改めて求められていると思われる。

5 おわりに

改めて、公文書管理法一条（目的）を確認したい。「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念のっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うさ

れるようにすることを目的とする」。

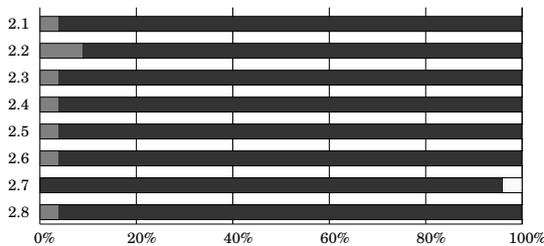
これからの公文書管理は、同法の目的を日々の業務の中で、どのように具体化、遂行できるかという点に係っているといいよい。それには、公文書管理の条例化に止まらない、背伸びをしない、組織の現状に見合った施策の構築から始めるべきだと思われる。また、そこでは、自治基本条例（まちづくり基本条例）を頂点とする自治体の政策体系のなかで、情報資源をどのように保存活用すべきかといった視点から、歴史的公文書のあり方にアプローチする方法も考えられる。（『美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプラン』／『茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクションプラン』）

今回の調査を通じて、改めて各市町が公文書館機能整備に係る課題を見出し、その改善に向けて取り組んで頂けることを期待したい。

■：【公文書等の災害対策に関するアンケート調査結果】

設問1：東日本大震災以降、公文書（媒体の種別を問わず）の保存管理について、従来とは異なる、何らかの災害対策を講じましたか、該当する項目があれば、「○」をご記入ください。

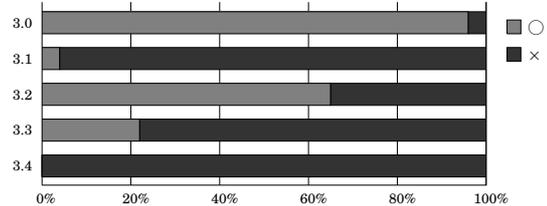
震災後の公文書管理対策



設問	問	○	×	△
2.1	重要な公文書等（電子媒体）のバックアップ確保	4% (1)	96% (22)	0% (0)
2.2	重要な公文書等（紙媒体）のバックアップ確保	9% (2)	91% (21)	0% (0)
2.3	重要な公文書等のバックアップの遠隔地保存	4% (1)	96% (22)	0% (0)
2.4	公文書書庫の転倒防止等	4% (1)	96% (22)	0% (0)
2.5	公文書を箱に入れる	4% (1)	96% (22)	0% (0)
2.6	ICT-BCPを策定している	4% (1)	96% (22)	0% (0)
2.7	BCPにおける公文書等管理の災害対策の明記	0% (0)	96% (22)	4% (1)
2.8	その他 (ICT-BCP) を策定中	4% (1)	96% (22)	0% (0)

設問2：貴自治体における「地域防災計画」について教えてください。また、当該計画書に、次に表記する事項が盛り込まれている場合（記述量の多少は問わない）は、「○」をご記入ください。

地域防災計画における資料保存対策記載の有無について



設問	問	○	×
3.0	地域防災計画策定の有無	96% (22)	4% (1)
3.1	重要な公文書等の保全に関する事項 (避難措置、救済、修復等)	4% (1)	96% (22)
3.2	域内指定文化財の保全に関する事項 (避難措置、救済、修復等)	65% (15)	35% (8)
3.3	域内未指定文化財の保全に関する事項 (避難措置、救済、修復等)	22% (5)	78% (18)
3.4	民間所在資料の保全に関する事項 (避難措置、救済、修復等)	0% (0)	100% (23)

古文書分科会報告

坂町史の資料所在調査と収集資料の活用

坂町教育委員会事務局 渡谷 康代

はじめに

安芸郡坂町は、広島市と呉市とに挟まれた、瀬戸内海に面した風光明媚な町で、江戸時代以来一度も合併を経験していないことが大きな特徴である。



坂町では平成16年度から町史編さん事業を開始し、私はその編さん専門員（嘱託職員）として、坂町町民センターにある町史編さん室（坂町教育委員会事務局生涯学習課所属）に勤務することになった。編さん委員会の委員長には、当時の広島修道大学商学部教授の落合功先生に就任していただき、資料収集からその整理、執筆（分担）・編集などまで万般の指導を受けた。

坂町史は、当初は全5編を8年間で刊行する予定で

あったが、統計目録編は刊行せず、平成21年3月に「自然編」(426頁)、平成24年3月に「通史(現代)・地理編」(364頁)、平成25年3月に「生活文化編」(710頁)と「通史(考古～近代)編」(592頁)を刊行し、1年延長の上、全4編を9年間で完結した。

現在は収集した資料を今後活用していくため、編さん室の整理を行っている。

### 1 資料所在調査と整理について

町史編さんが始まると、まず資料所在調査を開始した。町の広報で、町史編さん事業が開始されたことを町民へ周知し、「古い書物、日記、雑誌、ビデオ、生活民具はありませんか」と幅広く呼び掛けた。また、チラシを庁内の掲示板に掲示するとともに、公民館・図書館などの各施設や、町民が参加する委員会などでも配布した。平成18年9月から3回にわたり、各編の執筆者に依頼して「坂町まるかじり～坂町今昔物語～」という講座を開いたところ、編さんのPRにもなり、また、直接町民の方から情報を収集でき、大変有意義であった。

また、不定期ではあるが、町民センターのロビー掲示板へ「編さん室だより」を掲示して、町史の進捗状況や収集資料を紹介し、資料提供をお願いした。資料紹介では坂町出身の2人のオリンピック選手の紹介や、町内小中学校4校の校章・校歌を取り上げ、不明な点の情報を募った。民謡・民話・写真については好反応であったが、古文書などの資料持込みには至らなかった。

次に元庄屋や元町長、元議長を勤めた家、文化財保護委員や役場職員から得た情報を基に、資料がありそうな家を一軒ずつ連絡して訪問した。町内に眠っている資料発掘の一番の情報源は口コミであったと思う。

こうして町史編さんの調査により、町内個人所蔵分(町外居住者も含む)が42件、3,243点(うち1,071点は元坂村長家資料)、町外個人所蔵分が10件、140点(県立図書館や海田町役場からの複写分を含む)。その他14件(大学、国会図書館、漁業組合等)を収集することができた。落合委員長からはよく収集したと評価していただいた。

資料の整理方法は2つの場合がある。第1は坂町で原本を所蔵、または所蔵者から借用できる場合で、編さん室で資料をすべてコピー複写し(後に県立図書館から好ましくないと指摘された)、ナンバリングしてファイルした。原資料は中性紙封筒(2種類準備)に入れて段ボールに詰めた。封筒に入らないものは、資料に中性紙封筒を重ねて段ボール詰めした。段ボールの

側面には中身がわかるように文書名・箱番号・文書番号・備考を記載した。目録の項目は、分類、年代、年代コード、表題、形態、数量、差出、受取、備考及びナンバリング番号(後に複写・筆写情報も付加)で、事務局が仮入力したものを落合委員長が手直した。第2は資料を借用できない場合で、委員長に現地まで同行していただき、目録も作成していただいた。そして委員長が選別した資料をデジカメで撮影した。

2年目からは新聞調査と生活文化編の聞き取り調査を同時に進めた。新聞は、県立図書館・県立図書館・呉市史編さん室で、明治27年以降の芸備日日新聞と中国新聞のほぼすべてに目を通し、坂町関係のほか、安芸郡、漁業、移民、戦争、合併関係、広告、投稿欄まで広範囲に調査、複写し目録を作成した。そのファイルは2社分で187冊になった。平成20年7月、坂郷土史会が明治40年(1907)の坂豪雨災害100周年の展示を行う際、新聞目録を検索してすぐに記事を提供することができた。

聞き取り調査は、地区ごと、テーマごとに坂町内の60組、延べ87人の方から話を伺い、そのうち46組の聞き取りを生活文化編に収録した。ICレコーダーで聞き取ったデータはすべて保存している。方言や小声で聞き取りにくい場合があり、テープ起こしは不完全である。委員長が町史に掲載するものを選び、内容を精査に精査を重ね、話し手から2回以上は内容を確認し、最終原稿で掲載許可をいただいた。女性は2人以上になるとどんどん話が膨らみ、聞き取りしやすいが、男性はなかなか話が弾まず苦勞した。町史に掲載できなかった中にも貴重なお話しがあると思われるが、話し手から内容確認も、承諾もいただいていないので公開できない。なお、聞き取り調査の時も資料提供をお願いし、資料収集の好機会にもなった。

「残せる資料は可能な限り残すように」という落合委員長の指導により、町史編さん期間中は、保存年限が満了した行政文書を編さん室へ持ち込み、必要な文書は保管し、目録も作成した。これらの文書は9年間で段ボール19箱、229文書となった。しかし、町史終了後の方針は全く未定で、保存年限を満了した文書をどのように扱うか検討段階である。重要文書は永年保存となっているから大丈夫と職員は考えているようなので、保存年限を満了する文書を各課の担当職員がどれだけ歴史的資料として認識できるか不透明な上、文書の保管場所の問題もあるので、制度として定着するまでにはまだ時間を要しそうである。

## 2 収集資料の活用について

坂町では早い段階から、町史編さん事業は坂町史を発売して終わりではなく、刊行後の活用も念頭に置いていた。将来的には坂町史をもとに学校で使える副読本を作ること、坂町を紹介するパンフレット作成などが提案されている。

収集した資料を公開利用することも計画している。現在、坂町では文書75件、写真77件を保存している。文書のうち原本は町内寄贈分が22件(1,925点)、町外寄贈分が1件(1点)、複製資料は町内所蔵者分が35件(2,782点)、町外所蔵者分(公的機関を含む)が17件である。県立文書館で開催される講習会や広文協研修会で、発刊後の資料整理と公開利用は大切だと聞いていたので、自分としても実現できればいいと考えていた。そして町史刊行が終了した現在、9年間で収集・整理した資料の公開に向けて作業を進めている。

県立文書館へ公開利用について相談したところ、県内では自治体史発刊後に収集した資料を公開しているところは少ないこと、公開を通じてどのような問題が生じるか予測できないことを教えられた。それらを承知した上で、町でも文書館の助言を参考にして、公開・利用の準備に着手した。複製資料については、まず目録を再点検し、10月、文書所蔵者に対して依頼文書を、坂町における資料利用指針、承諾書、目録を添付して郵送した。依頼文書では、坂町が資料を将来にわたって保存、継続することが重要であると考えていること、利用指針に従って取り扱いには十分注意することを説明した。11月下旬までに45件のうち38件から承諾を得た。中には、日記や金銭関係、プライバシーに関することは公開不可と条件を付けた方もある。写真に関しては、提供者不明を含め、77件のうち6件承諾を得られなかった。

収集資料の公開は来年3月頃から開始できる見通しである。休日が対応できないという課題はあるが、その窓口は教育委員会事務局(役場3階)を検討している。当初は資料保管も含め図書館を検討したが、図書のように資料をバーコードで管理できず、町史編さんに関与した職員もおらず、対応が困難なので断念した。

閲覧・複写・出版物掲載の手順は、県立文書館に依った。閲覧希望する場合は、まず文書目録を見て「文書等閲覧申請書」で申請、当方でその可否を判断して資料を提供する。坂町所蔵の文書であれば原本を出すこともできる。複写希望の場合は「文書等複写申請書」を提出していただき複写する。その申請書には、「問

題が生じたときには依頼者がその責任を負う」ことを表記し、さらに留意事項をまとめた「坂町史収集資料の利用指針」を口頭で説明した上で複写物を渡すことにしている。複写資料を出版物等へ掲載する場合は、「出版物等掲載許可申請書」に原稿を添付して提出していただき、坂町から所蔵者へ連絡し、その承諾を得た上で申請者へ「出版物掲載許可書」を通知する。坂町が所蔵する資料の場合は坂町で判断する(3月3日より収集資料の公開利用を開始した)。

## 3 今後の課題

最後に今後の課題についてまとめておきたい。第1に町史の販売促進である。せっかく編さんしたのに手にとって読んでいただかないと意味がないのだが、正直販売には苦戦している。これまで発刊後に、執筆者へ依頼して3回にわたり発刊記念講座を開催したが、参加者は地元の「坂郷土史会」や、文化財保護委員が中心で、毎回30人程度である。町史の案内を町のホームページや広報へ掲載するほか、チラシを作成して各施設へ置き、町の行事があれば配布している。チラシだけでは町史発刊を知らない人もいたので、町内11地区の老人会へも出向いて広報した。2冊以上購入の場合は直接配達するなど、小さな町ならではのきめ細かい対応も行っている。

第2は収集資料を利用していただくため、その準備を促進すること、第3は、今後も行政の廃棄文書を含め、資料の寄贈や提供があった場合は適切に保管し整理する体制を整備すること。第4は個人所蔵資料の保存促進である。町史編さんのために調査した個人所蔵資料を将来にわたって適切に保存していただくため、定期的に点検し、もし保存が困難になった時は決して破棄することなく、町へ寄贈・寄託の相談をしていただけるように、声掛けするなど、町が文書保存に積極的に関与していくことが重要であると考えている。個人的には、資料に関心を持っていただくため、収集した資料を利用し、講座などの事業を継続できればと思う。古文書を解読できる人の育成なども課題である。

最後になったが、私は町史編さん事業に一貫して関与し、古文書から過去を知り、聞き取り調査を通じて語り手の思いを知り、郷土の文化と歴史を先人から次の世代へ繋げるといふ、一番醍醐味のある部分に携わらせていただいた。この仕事とご縁に感謝している。

古文書分科会報告

県内所在資料(古文書等)の調査状況と課題

広島県立文書館 西向 宏介

広島県立文書館では、県内各地の所蔵者から古文書等の寄贈・寄託を受け入れており、20万点以上の資料を収蔵・整理・公開しているが、一方で、所蔵者自身が保管している古文書等についても、その所在情報の把握に努めている。「県に関する歴史的資料として重要な(中略)文書等を(中略)保存する」ことは文書館の役割として条例で位置づけられているところであり、所在情報を適切に把握することは、県内に残る歴史的資料の今後の保存に欠かせない作業である。しかし、現実には、毎年多くの古文書の散逸や所在不明などの情報が寄せられており、「歴史的資料として重要な文書等」の保存にとって、危機的な状況にある。この報告では、これまでに当館で集積してきた県内所在資料(古文書等)の調査状況について、その現状を紹介し、今後の課題について述べた。



1 文書館における県内所在資料の調査について

広島県立文書館が把握する県内の資料所在情報はデータベース化しており、約3,600件のデータを把握している。その基礎になっているのは、昭和43年度から58年度にかけて行われた広島県史編さん事業における資料所在調査である。これに県内の市町村史編さん事業で収集された情報を加え、さらに文書館が開館して以降は、文書調査員を委嘱して情報収集を行っており、調査員から寄せられた情報を加える形で作成・更新し、現在に至っている。

この所在情報を把握する意義として近年指摘されているのは、震災等による被災資料救出のための基礎情報になるという点だが、そのような非常時だけでなく、とくに中山間地域で深刻化する過疎化、あるいは都市化・インフラ整備等により散逸・消滅の危機にある資料を守るための基礎情報になる点でも重要である。しかし、この所在情報は、新たな文書等が発見されたり、資料の保存環境に変化があった際は、絶えず新たな情報に更新していく必要があり、そのために

は、県と市町が連携を図りながら情報収集を進めることが必要かつ有効な方法である。

2 県内所在資料(古文書等)の現状と問題点

当館では開館以来、文書調査員(10数名程度)を委嘱して県内各地の古文書等の所在情報を報告していたが、資料所在情報データベースの更新・充実を図ってきた。調査にあたっては、かつて広島県史編さん室が調査を行った際に作成した『広島県史料所在目録』をお渡ししている。そこに掲載された文書群の中には、未調査のまま相当年数(30年前後)経過しているものが多く、様々な環境の変化(都市化や過疎化、高齢化、市町村合併など)によって、所蔵者の状況も変わっているものが多いと推測される。そのため、調査員には、新たな古文書の発掘だけでなく、かつて調査された文書群のその後についても追跡調査をお願いしている。この制度により調査員から寄せられる情報は、県内所在資料のより正確な状況把握につながるものであるが、現在当館がデータベースで把握している県内所在資料の調査状況の傾向を見ると、主に次の3つの地域に区分することができる。

(1) 長期間所在未確認の文書群が多い地域：例えば、広島市安佐北区では、昭和44～45年に実施された安佐町史の編さん事業により、100件以上もの文書群の存在が確認されていたが、その後40年以上所在確認がなされないままになっているものが多い。また、廿日市市についても、100件以上の所在情報を当館で把握しているが、その半数以上は昭和45～47年に行われた廿日市町史の編さん事業で確認されたものであり、その多くは40年近く未確認のままになっている。同様の事例は、安芸郡府中町・海田町・山県郡加計町・神石郡三和町などがあり、いずれも、かつて町史編さん事業で資料所在調査がなされたが、その後の追跡調査の情報が把握できていない。

(2) 市町村史による所在調査が近年行われた地域：呉市では、長く呉市史の編さん事業が行われ、三原市でも、同様に長期にわたり三原市史の編さん事業が行われている。しかし、当館が把握する情報は、県史の所在調査で確認できたものや文書調査員から寄せられた情報、図書館が収蔵する古文書等の情報が僅かにあるのみである。

(3) 確認困難・不存在(散逸等)の文書群が多い地域：文書調査員による所在状況調査が進むほど、所蔵者宅が空き家や更地になっていたり、建て替えや代替わりによって古文書の行方を家人が知らないといった事例が続出している地域である(賀茂郡大和町・豊栄町・御

調郡御調町・久井町・双三郡三良坂町・三和町・甲奴郡総領町・比婆郡高野町・比和町・豊田郡大崎町・東野町・神石郡神石町など。

以上の3つの区分のうち、所在確認が遅れている(1)と所在確認が困難になっている(3)に該当する地域の多くは、いわゆる中山間地域に属する。県史等の編さん事業による調査から相当年数が経過した現在、所蔵者の転居等によってもはや資料の所在確認が困難になっている例や、散逸等による不存在が確認された例が中山間地域では多くなっており、調査が進むにつれ、そのような事例が続出する可能性が高い。三次市の三良坂町・三和町や庄原市域などは、当館の文書調査員による所在確認が大いに進んだ地域であるが、それらの地域では、県史が調査を行った当時の当主が亡くなって代替わりしている家が非常に多く、家族が広島市をはじめ他市へ転居しているケースが増加している。道路の拡張や高速道路の建設などによって蔵を取り壊したり、ダムが建設されたために当時の家が無くなっている所もあり、そこにあった古文書について現在の家人では分からないというケースが増えている。また、近年は古民家再生が流行っているが、古い民家建築を修理して残す動きは盛んだが、その家にあった古文書などは顧みられず廃棄もしくは古書店に売却されてしまうことも、問題として指摘されている。これらの事例の中には、文書館で複製資料を所蔵し公開利用に供している家の文書も含まれている。複製資料の利用に関し、所蔵者に照会するにも行方が分からなくなっているものも出てきているのが実情である。

### 3 所在情報の共有化に向けて

県内各地に残る資料(古文書等)をめぐって、以上のような深刻な状況を考える時、もはや当館のみで所在状況を調査・把握することには限界がある。文書調査員からは、ここ数年のうちに手を打たなければ、中山間地域の古文書はどんどん失われていく危険性が高いとの指摘がなされている。所蔵者のもとで保存できない文書は、地元の役場で保存してもらい、それも無理な場合は県立文書館が最終的な受け皿となるよう要望されている。

当館としては、保存の危機にある資料の最終的な受け皿となるべきことは認識しつつも、まずは、現在当館が把握する資料所在情報を市町と共有化していくことが重要であると考え。その際、当館がもつ所在情報を市町へ提供するだけでなく、各市町にも、さきの(2)で取り上げたように、市町村史編さん事業で収集した情報があり、それらを合わせることで、より正確な

広島県の資料所在情報が作成できるはずである。

県内所在資料の保存問題を考えると、とくに中山間地域は厳しい状況にある。当館が抱える予算・人人体制の制約も踏まえつつ、所在情報の充実と歴史的資料の保存を図るための有効な手立てとして、県と市町の情報の共有化は喫緊の課題と言えよう。 ¶

## 平成25年度 第2回役員会議事報告

日時 平成25年11月26日(火) 15:40~16:45  
場所 県立文書館研修・会議室

### 【出席者】

会長 八津川 和義 (広島県立文書館長)  
副会長 中川 利國 (広島市公文書館長)  
理事 津田 文夫 (呉市産業部主幹)  
池田 泰也 (三原市総務企画部総務課長代理)  
村上 真樹 (福山市企画総務局企画部情報管理課長)  
六郷 寛 (北広島町教育委員会生涯学習課文化振興室長)  
監事 藤井 伸樹 (安芸高田市総務部総務課長代理)  
事務局 長澤 (事務局長), 小寺, 西村, 荒木  
オブザーバー 安本 進 (広島県総務局総務課文書グループ主任)  
藤田 真子 (広島県地域政策局市町行財政課主任)

### 【報告事項】(一部省略)

1 「ミニマムモデル」等に関するアンケート結果について

○次のとおり、事務局から報告した。

- 調査票を各自治体の文書担当部署へメール送信し、メールで全市町から回答を得た。アンケートの設問が十分に理解されていない懸念がある。
- 講習会講師の富田健司氏の要望で、「公文書管理法・災害対策に関するアンケート」を併せて実施した。
- 全市町から回答があった。その結果はA~Wの匿名とし、ランダムに並べ替え、自分の市町名だけ予め知らせた。
- 事務局による集計結果と、今後の課題は次のとおり。
- 埼玉・沖縄・佐賀県と比較すると、広島県は概ね3~4位で成績が悪い。特に設問1.1で、歴史的公文書の選別・保存・利用に関して、規程等の中で全く位置づけがなされていない自治体が65%に及ぶ。広文協が公文書管理法制定以前、平成22年度に実施したアンケート結果からの進展がない。
- 「公文書管理法・災害対策に関するアンケート」の設問1で、公文書管理法を受けて何らかの措置を行っている自治体は半数以下であった。「文書事務取扱規程」等に基づき公文書を管理しているので、これ以上の見直しは必要ないという回答があるなど、「公文書管理法」・「公文書館法」の趣旨が十分に理解されていない。
- 公文書の保存管理に関する災害対策が不十分であ

る。電子媒体・紙媒体とも公文書のバックアップが確保されていない。

- 「行政文書・古文書保存管理講習会」は1991年に開始し、広文協は2001年に設立された。毎年行政文書の保存・管理に関して研修を重ね、多くの市町から参加していただいているが、市町の公文書管理が進んだとはいえない。今後は少し方向性を変えていく必要があるのではないかと。たとえば、先進的な自治体による専門的な研修だけでなく、若い未熟な職員向けの初任者研修メニューも提供する必要があるのではないかと。

○次のような意見があった。

- 図書館などの施設職員向けの研修と、公文書管理部門職員向けの研修とのバランスを考えた配慮が必要ではないかと(中川副会長)。
- 行政文書分科会では、文書管理の担当者もすぐに替わるため、保存年限など基礎的な知識が不足しているという発言もあった。初任者向けの研修も必要であろう(津田理事)。
- 現在の課題は、歴史的公文書の管理がなぜ必要かを担当者に理解してもらえないこと。現場の実態はまだ昭和のままといつてよく、文書管理規程はあっても実際の文書管理は個人任せ、担当者が替わると分からなくなる。このような現場の実態と歴史的公文書管理が必要という研修とは乖離しているように感じる。文書管理のことが分かる職員を徐々に増やすことが大切である。幸い研修会の出席率がいいので、当面行政文書に絞った研修でもよいのではないかと(六郷理事)。
- 文書管理規程があるからそれでよいわけではなく、日々実践できているかが問題である。福山市でも、文書管理以前の文書発生段階から、若い職員に対する研修が十分に行っていない(村上理事)。
- 三原市でも職員の文書取扱いに対する意識は高くない。掲示板で啓発するなど、意識向上を計っていききたい(池田理事代理)。
- 確かに基礎的な研修メニューは必要と思う。自分も最初に研修へ参加した時には用語さえ分からなかった。今日の行政文書分科会では各市町での対応が分かり、大変参考になった。今後もこのような機会を設けてほしい(藤井理事代理)。
- 第2回研修会は予定があるので、新しい研修メニューは来年度検討したい(事務局)。
- 広島県の文書管理でも、考えられないような事例が発生している。慣れに流されるために起こるので、これを正すためには研修を重ねるしかない。役員会に諮りながら効率的な研修を組んでいく必要があると改めて感じたので、ご協力いただきたい(八津川会長)。

#### 【協議事項】

##### 1 平成25年度第2回研修会について

- 次のとおり、事務局の原案を説明した。
  - 5月の第1回役員会では、古文書分科会は参加者が減少し、今年度の講習会は分科会を設定しない方向を検討すると報告したが、その後情報収集すると、

博物館や資料館では、書庫管理や燻蒸など古文書分野でも研修を望む声が多くあったため、今年度の講習会は分科会を設けることにした。

- 書庫の管理や環境改善については博物館だけでなく、古文書を収蔵する図書館や、行政文書を収蔵する総務課書庫でも課題になっている。そこで第2回研修会では、書庫のIPM(総合的有害生物管理)に関する研修を提案したい。講師は、全国図書館大会福岡大会の資料保存分科会で報告した九州国立博物館の研究者や、平成19年度の講習会でも報告した燻蒸業者の職員などを候補にしている。
- IPM(総合的有害生物管理)とは、燻蒸に頼らず生物被害を防ごうという考え方のこと。博物館や文書館、図書館など、大切な文化遺産を保存する施設では、書庫のカビや害虫の発生状況や、有害生物が発生しやすい環境であるか否かを調査し、環境改善と日常監視体制を確立する必要がある。

○酸性紙の脱酸化に関する調査について、事務局から次のように報告した。

- 第1回役員会で、酸性紙の脱酸化が全国でどのように実施されているか事務局で調査すると回答した。調査結果は次のとおり。
- 平成21年度に、国立国会図書館が乾式アンモニア酸化エチレン法(DAE法)とブックキーパー法(BK法)を試行して、その有効性と安全性等を調査している。両方とも有効で安全性にも問題ないが、資料に合った処理方法を選択する必要がある。また、紙の劣化を遅らせても、紙の強度を回復することはできない、という結果を発表している。
- 平成13年度から、東京都立図書館が行政資料のDAE法による大量脱酸を、業者委託により計画的に進めている。また、水性処理に支障のない地図などの少量脱酸を、炭酸水素マグネシウム水溶液を使った水性処理と、BK法により自館で実施している。
- 広文協会員からの要望が高ければ、研修を検討するが、次年度以降になる。

○次のように協議し、事務局の原案に基づいて具体的な計画を進めることになった。

- 酸性紙の問題は、資料の安全性について追跡調査する必要がある(中川副会長)。
- IPMは大和ミュージアムなどの施設で採用している。総務課などでは、年に一回も見にも行けないような書庫に放ったらかしの資料があるのではないかと(津田理事)。
- 三原市では、図書館や資料館で古文書を保存しているので、IPMの問題については要望があると思う。公文書では予算もなく、酸性紙やIPMの問題など全く検討されていないので、研修があれば聞いてみたい(池田理事代理)。
- 行政文書は古文書に比べれば心配は少ないが、当館では行政文書庫でも古文書庫と同様にトラップにより虫の侵入を調査している。また、書庫が地下にあるため、夏になると空調が機能していても湿度が60%を超え、カビが活性化する危険性があるため除湿機を回し続けている。IPMは予算をかける必要はない

